

I 序 論

1. 計画の策定にあたって
2. 狭山市を取り巻く社会状況
3. 狭山市の現状
4. 狭山市の課題
5. 後期基本計画の達成状況

計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

総合計画は、長期的な展望に立って本市の目指すべき将来像を描くとともに、その実現に向けて総合的かつ計画的なまちづくりを進めるために実施する施策や事業の体系と内容を示したものです。

本市では、昭和46年に「狭山市総合振興計画」、昭和61年に「第2次狭山市総合振興計画」、平成13年には「第3次狭山市総合振興計画」を策定し、「緑と健康で豊かな文化都市」を将来像に掲げ、総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきました。

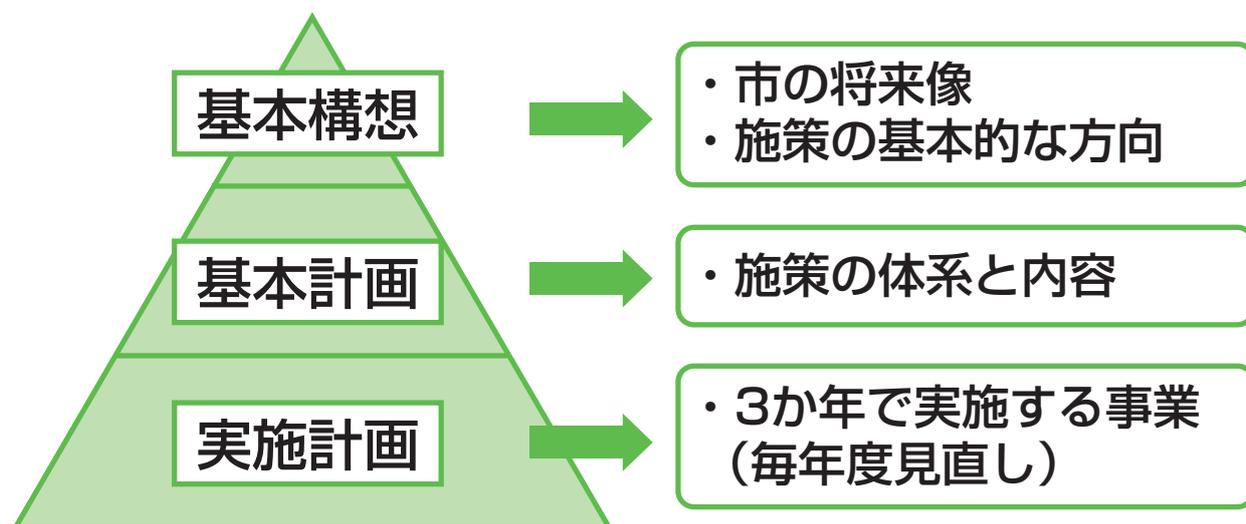
この間、少子高齢化の進行、人口減少社会の到来、経済の停滞、価値観・ライフスタイルの多様化、情報通信技術の急激な進歩、グローバル化の進展、NPO法人などによる市民活動の活発化など、社会経済情勢は急激に変化するとともに、地方分権の一層の推進のなかで、地方自治体には、より効率的で柔軟な行財政運営が求められてきました。

本計画は、新たな時代に対応したまちづくりと行財政運営の方向性を示し、市民、市民団体、事業者、行政が連携・協働して、次世代につながる元気なまちづくりを進めていくための基本的な指針とするために策定するものです。

(2) 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」によって構成されます。

■計画の構成



1

計画の策定にあたって

2

3

4

5

ア 基本構想

長期的展望に立った狭山市の将来像と、これを実現するための施策の基本的な方向を示したものです。

計画期間は平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間です。

イ 基本計画

基本構想をもとに、分野ごとに実施する施策の体系とその内容を示したものです。

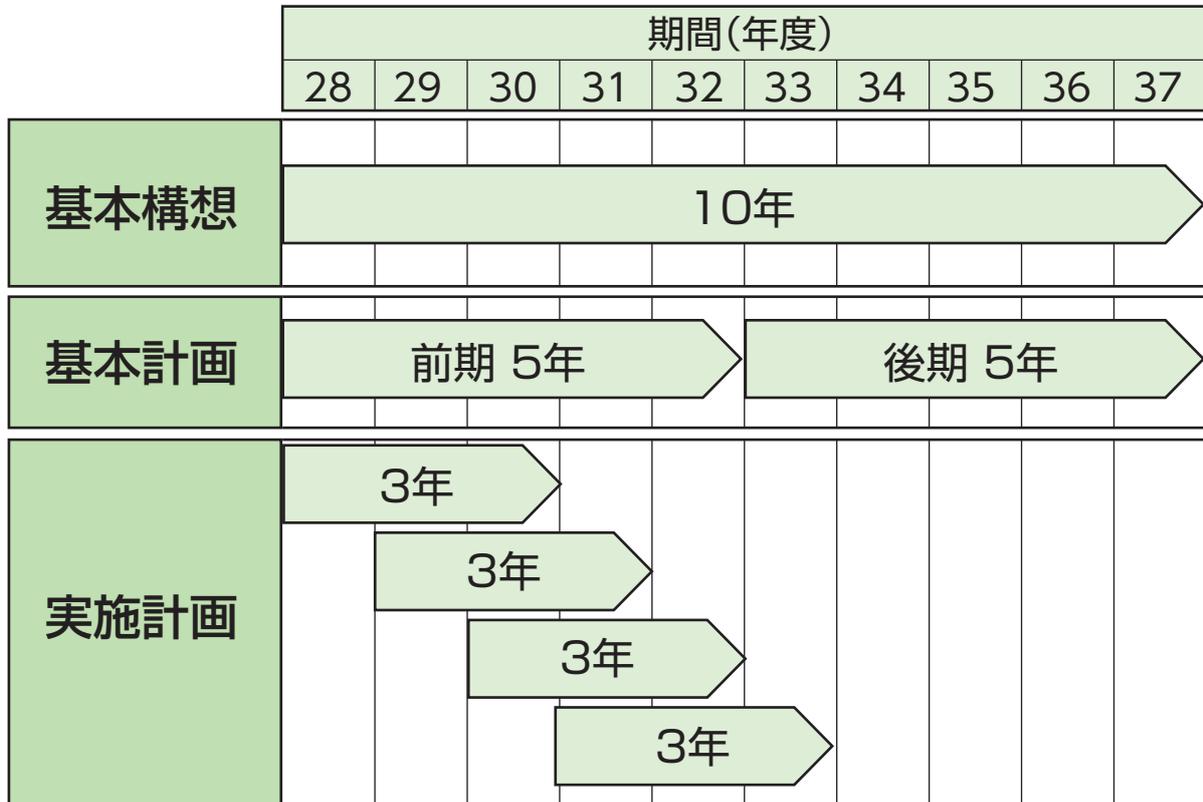
計画期間は基本構想を前期・後期に分け、前期を平成 28 年度から平成 32 年度まで、後期を平成 33 年度から平成 37 年度までのそれぞれ 5 年間とします。

ウ 実施計画

基本計画をもとに、向こう 3 か年で実施する事業を具体的に示したものです。

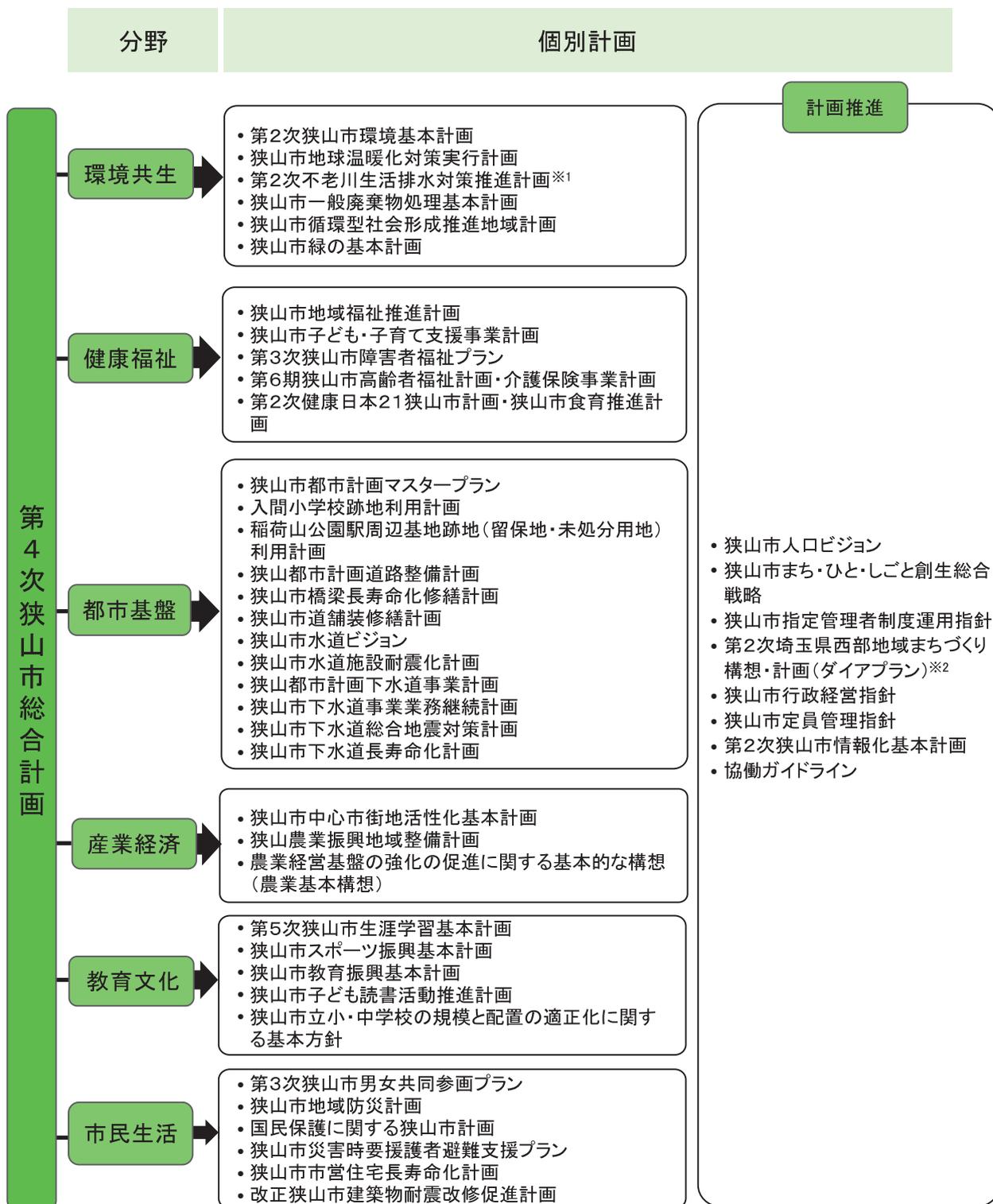
計画期間は 3 か年とし、毎年ローリング (見直し) を行います。

■計画の期間



(3) 個別計画との関係

総合計画と各分野別の主な計画との関係は、次のとおりです。



※1 川越市、所沢市、狭山市、入間市の4市で策定

※2 埼玉県西部地域まちづくり協議会で策定

1

計画の策定にあたって

2

3

4

5

第4次狭山市総合計画

(1) 少子高齢化の進行、人口減少社会の到来

わが国の総人口は平成20年12月の1億2,809万9千人をピークに減少傾向にあり、平成38年には1億2,000万人を下回り、平成60年頃には1億人を下回ると推計されています(国立社会保障・人口問題研究所、平成24年1月推計、中位推計)。

また、少子高齢化の傾向は今後も続き、平成38年にわが国の年少人口(15歳未満人口)は10.8%、生産年齢人口(15歳～64歳人口)は58.7%、老年人口(65歳以上人口)は30.5%になると推計されています。

少子高齢化の進行とともに、高齢者の単身世帯が増加し、核家族化も進行しており、家族形態が大きく変容しています。

このようななかで、子どもを産みやすく育てやすい環境づくりや高齢者がいつまでも健やかに過ごせる環境づくりなど、だれもが幸せに生き生きと暮らせる環境づくりが求められています。

人口減少と少子高齢化の進行により、社会経済活動の担い手が減少し、社会保障の問題が顕在化する一方で、高齢者や女性の就労機会や社会参画機会の拡大など、これを契機に社会や地域のあり方を見直していこうという考えも広まっています。

(2) 安全・安心意識の高まり

近年、地震や大型台風、集中豪雨、竜巻などの自然災害が頻発しており、さまざまな被害をもたらしています。このような災害の発生を契機として、人々の防災意識が高まっています。

また、食品偽装など「食」の安全をゆるがす事件の発生、新たな感染症の流行、健康の維持・増進に対する関心の高まりなどを背景として、日常生活の様々な面で安全・安心への意識が高まっています。

子どもが被害者となる凶悪犯罪や、高齢者が被害者となる振り込め詐欺なども多く発生しており、身近な地域における犯罪への不安が増しています。また、地域社会における住民相互の人間関係の希薄化などにより、虐待や孤独死、自殺、ひきこもりなどの問題が発生していることから、見守り活動の充実など、社会全体で安全・安心の確保に取り組むことの大切さが見直されています。

(3) 環境・エネルギー問題への意識の高まり

地球温暖化や生物多様性の喪失など、地球規模の環境問題が深刻化するとともに、東日本大震災にともなう原子力発電所の事故と放射性物質による環境汚染などを背景として、環境・エネルギー問題に対する国民の意識や関心が高まっています。

わが国では、地球温暖化防止に向けて、温室効果ガス^{*}の削減に取り組んでいますが、そのためには、化石燃料の使用量やごみ排出量の削減、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーなどの活用等、わたしたち一人一人が被害者であるとともに加害者でもあるという認識に立ち、身近なところからの環境対策が重要となっています。

豊かで多様な自然環境や生態系^{*}を保全するとともに、低炭素・循環型社会の形成に向け、国、地方自治体、事業者、市民がそれぞれ責任ある行動をとることが重要になっています。

(4) 世界経済の連動と地方への影響

世界経済の連動性の高まりにより、リーマンショックや欧州債務危機、為替相場の変動、資金循環のグローバル化などの影響を受け、わが国の経済と産業の状況は大きく変化しています。

製造業については、生産拠点の海外移転や部品調達の海外依存度の高まりなどを背景として、産業の空洞化が進行しています。

農業については、農産物の安全性に対する関心が高まるとともに、防災機能や環境保全機能など、農業が果たす多面的な役割が見直されていますが、一方で担い手の高齢化や後継者不足が進み、さらに TPP（環太平洋パートナーシップ）協定による影響も考えられます。

商業については、価格競争の激化による流通の再編や効率化、市民の志向の多様化が進み、価格競争力が弱く品ぞろえが十分に確保できない小売業者などは厳しい競争にさらされています。

また、就業をめぐる状況は一部に改善の兆しがみられますが、依然として厳しく、所得や生活に対する国民の不安は強まっています。若者や高齢者、女性の就労機会の拡大が課題となっているほか、非正規雇用の増加などの問題についても議論が続けられています。

地域産業を振興するにあたっては、成長分野産業などの立地を促進するとともに、既存の産業についても研究開発力や技術力の向上及び経営体制の強化などを進め、産業の活性化を図っていくことが重要です。

^{*}温室効果ガスとは

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある二酸化炭素などの気体のこと。

^{*}生態系とは

ある地域に生息する生物群集（植物、動物、微生物）とそれらを取り巻く大気、水、土などの環境を併せた、ひとつの総合した系（システム）のこと。

(5) 高度情報化、グローバル化の進展

ICT(情報通信技術)[※]の発達によって、国内外の情報入手や多くの人々とのコミュニケーションが容易になり、特に近年はスマートフォンやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の普及によってさらに利便性が増しています。

データを大量に通信し処理する能力は飛躍的に向上しており、クラウドサービスの普及やビッグデータの解析による効果的なサービス提供の研究などが進められています。

一方で、個人情報の流出や誤った情報の拡散などにより、社会が大きく混乱する例も見受けられ、これらに対する適切な対応もますます重要になっています。

情報を地域社会の発展をリードする重要な要素のひとつとしてとらえ、これを有効に活用していく動きが活発になっています。

(6) 地方分権の推進、行財政運営における自立と連携の要請

国から地方へ権限と財源が移譲され、住民に身近な地方自治体が、地域課題の解決や地域づくりに主体的に取り組むことにより、ゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことができる社会の実現を目指し、地方分権が進められています。

地方分権の担い手となる地方自治体にふさわしい行財政基盤を確立するため、平成11年以降、市町村合併が積極的に推進され、市町村の数は約3,200から1,718(平成26年4月現在)に減少しました。

平成26年11月には、地域の実情に応じて地方自治体同士が連携協約を締結し、柔軟に連携して事務を処理し、さらに市町村同士の連携では解決が難しい場合には市町村に代わって都道府県が事務を処理することができる新たな広域連携の仕組みが制度化されました。

人口減少、少子高齢化が進行するなかで、ますます多様化する市民ニーズに対応するためには、効率的な行財政運営を推進し、財政の健全性を維持することが重要です。

わが国では、昭和30～40年代に整備された公共施設等(学校、公民館などの公共施設や、道路、橋りょう、上下水道などの都市基盤施設)が多いことから、これらの施設の老朽化対策が深刻な問題となっています。地方自治体においては、公共施設等の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・再編・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが求められています。

※ ICTとは

Information and Communication Technologyの略で、情報処理および情報通信に関する技術の総称のこと。従来から使われているIT(Information Technology)に代わる言葉として使われているもの。

(7) 市民主体のまちづくりの進展

人々の価値観が多様化するなかで、行政に対するニーズも高度化・多様化し、行政のみでこれに応えていくという手法では解決が困難な課題が生じています。その一方で、地域活動やボランティア活動への関心も高まりを見せており、市民による主体的なまちづくりが進んでいます。

市民、市民団体、事業者などと行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、その特性を活かして、相互に連携し、より効率的で効果的な協働によるまちづくりが進展しています。

1

2

3

4

5

狭山市を取り巻く社会状況

(1) 自然的条件

本市は、飯能市に源を発し荒川へ注ぐ入間川の両岸に開けた沖積層の低地と、これに連なり緩やかに広がる洪積層の台地からなり、左岸は入間台地と、また、右岸は武蔵野台地と呼ばれています。

市域の面積は 48.99 平方キロメートルで、埼玉県南西部にあつて東京都心から 35 キロメートルから 40 キロメートルの距離に位置していることから、立地条件にも恵まれています。

気候については、夏季は高温多湿、冬季は低温乾燥の傾向にありますが、比較的暮らしやすく、近年の最高気温は 39.3 度、最低気温はマイナス 5.3 度で、年間平均気温は 15.5 度です。また、年間総雨量は 1,233.1 ミリメートルです。

市内には、入間川や不老川などの河川が流れているほか、入間川の河岸段丘に沿つて斜面林が連なり、また、市の南部には江戸時代の新田開拓のなごりを残す畑や平地林が広がり、緑豊かな田園景観を形成しています。

(2) 歴史的条件

旧石器時代から縄文時代にかけて、この地に人々が住み着きはじめ、多くの集落が生まれました。ことに、入間川の両岸の台地からは、当時の住居跡がたくさん見つかっています。

奈良・平安時代になると、入間川の流域に水田が開けるとともに、古代の街道沿いには七曲井や堀兼之井などのすり鉢形の井戸が掘られ、平安の都では、これらの井戸が貴族により和歌に詠まれました。

中世になり、鎌倉が政治の中心地になると、入間川地域は上野国(群馬県)や信濃国(長野県)を結ぶ鎌倉街道上の宿場として栄え、なかでも南北朝時代から室町時代にかけては、入間川宿は政治上の重要拠点となりました。鎌倉公方の足利基氏が 10 年近くにわたつて在陣したのもこの頃で、「入間川殿」と呼ばれていました。

江戸時代になると、この地の村々は川越藩領や天領、旗本領などに分割されましたが、その一方で、新田の開発も盛んに行われ、堀兼、上赤坂、中新田、水野といった村が誕生しました。また、この時代の入間川村では、酒造業などで財をなした綿買家が豪商としての地位を固め、江戸へも進出していきました。

明治の新時代を迎えると、製茶業や養蚕業、製糸業、織物業が盛んになり、狭山茶がアメリカ合衆国に向けて大量に輸出されたほか、明治 10 年には、埼玉県で最初の機械製糸工場が操業を開始して、広瀬斜子(ななこ)と呼ばれる絹織物も生産されました。そして、明

治 22 年には、入間川、入間、堀兼、奥富、柏原、水富の 6 か村が誕生し、明治 28 年に川越と国分寺を結ぶ川越鉄道が開通すると、入間川町は商業地へと変わっていきました。

昭和の時代に入ると、昭和 13 年に市の南西部に陸軍航空士官学校が開校しましたが、昭和 20 年の終戦とともに米軍が進駐し、昭和 21 年にはジョンソン空軍基地となりました。さらに昭和 29 年には、ここに航空自衛隊東部訓練航空警戒隊が発足し、昭和 33 年からは航空自衛隊入間基地として共用され、米軍は、その後、昭和 38 年に横田基地へ移転しました。

毎年 8 月に開催され、関東 3 大七夕祭りのひとつに数えられている「入間川七夕まつり」は、大正時代から入間川商店街の人々の手で行われてきましたが、戦後になると、進駐軍により海外に紹介されたこともあって、その規模は年々大きくなり、世相を反映した絢爛豪華な竹飾りを見物に来る多くの人々で賑わっています。狭山市の誕生は、昭和 29 年 7 月 1 日で、入間川町、入間村、堀兼村、奥富村、柏原村、水富村の 1 町 5 か村の合併により、埼玉県内 15 番目の市として発足しました。当時の人口は 31,030 人で、のどかな田園風景の広がるまちでしたが、昭和 39 年に川越狭山工業団地が操業を開始すると、県内トップクラスの工業都市へと変貌し、また、武蔵野の美しく豊かな自然環境と首都近郊に位置する地域特性をあわせ持っていることから、住宅都市としても発展し、狭山台団地が完成した昭和 50 年には人口も 10 万人を突破しました。

平成 8 年には、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）狭山日高インターチェンジが完成し、平成 19 年には関越自動車道と中央自動車道が、平成 26 年には東名高速道路が、さらに平成 27 年には東北自動車道が結ばれたことで、交通の利便性も高まり、将来に向かっての発展が期待されています。

現在では、人口は減少傾向にあるものの、約 15 万 4 千人を擁し、埼玉県の西部の中核的な都市のひとつとして発展しています。

(3) 社会的・経済的条件

ア 人口

本市の人口は、昭和 40 年代後半から昭和 50 年代前半にかけて大きく伸びましたが、平成元年以降は伸びが緩やかになり、平成 6 年 6 月の 16 万 3,647 人をピークに減少する傾向にあり、平成 28 年 1 月現在では 15 万 3,738 人となっています。

一世帯当たりの人員は、昭和 40 年代後半から平成 4 年までは 3 人強で推移してきましたが、その後低下し、平成 28 年 1 月現在では 2.30 人となっています。

近年の人口動態として、自然動態は死亡数が増えて出生数が減っていることから減少傾向にあり、社会動態は転出が転入を上回り転出超過となっていますが、ここ 1～2 年は転出超過が収束する兆しもうかがえます。転出は特に 25 歳～34 歳の年齢層が多くなっており、就職や結婚など人生の転機に、埼玉県内の近隣自治体または東京都へ転出

1

2

3

狭山市の現状

4

5

する人が多いことが主な要因と推測されます。

人口の年齢別構成については、年少人口（15歳未満人口）の割合が減少傾向にある一方で、老年人口（65歳以上人口）の割合が増加傾向にあります。本市の年少人口は、平成13年1月に22,409人だったものが、平成28年1月には17,492人となり、15年間で約2割減少しました。一方、老年人口は、平成13年1月に19,756人だったものが、平成28年1月には43,323人となりました。少子高齢化の進行とともに、高齢者の単身世帯が増加しており、核家族化も進行しています。

平成28年1月現在の本市の65歳以上人口の割合は28.2%であり、埼玉県の23.7%（平成27年1月）、全国の26.0%（平成26年10月）を上回る状況にあります。

また、就業者・通学者（15歳以上）の流入・流出状況については、平成22年において、市内に常住する就業者・通学者83,839人のうち47,228人が市外へ就業・通学しているのに対して、市外から市内へ就業・通学しているのは33,816人であり、差し引き13,412人の流出超過となっています。就業者だけをみると、市内に常住する就業者75,923人のうち、43%の32,525人が市内に就業しており、市外へ就業している41,156人のうち41%にあたる16,745人が東京都内へ、37%にあたる15,192人が所沢、川越、入間、飯能の4市へ就業しています。

産業別就業人口については、第2次産業では市内に従業する就業者が市内に常住する就業者よりも多くなっており流入超過に、反対に第3次産業では流出超過になっています。

イ 土地利用

本市は、市域の全部が都市計画区域（都市計画上是4,904ヘクタールとなっています）で、このうち29.4%の1,442ヘクタールが市街化区域であり、残り70.6%の3,462ヘクタールが市街化調整区域に指定されており、市街化区域の占める割合は、所沢市の38.2%、入間市の35.0%、埼玉県の30.3%を下回っています（平成25年3月）。市街化区域における用途地域別の土地利用は、住居系が約73%、商業系が約4%、工業系が約23%となっています。

市街化調整区域のうち約56%にあたる1,948ヘクタールが農業振興地域に指定され、このうち884ヘクタールが農用地区域になっています。

南西部には、入間市に一部またがる形で航空自衛隊入間基地があります。一方、南部の平地林や入間川に沿った斜面林など、緑豊かな自然環境も残されています。

ウ 産業

本市の産業構造は、年度により多少の差異はあるものの、第2次産業と第3次産業が大部分を占め、このうち、第2次産業については、製造業の占める割合が高い構造になっています。

工業については、製造品出荷額等は昭和57年に埼玉県内で第1位になって以来、現

在まで常に上位を維持していますが、近年は減少傾向にあり、平成 26 年には 9,327 億円となっています。また、このうち、輸送機械製造が全体の約 7 割を占めています。

商業については、商店数・販売額とも減少しており、平成 24 年の小売業の商店数は 654 店で、年間商品販売額は 1,023 億円となっています。売場面積が広く、従業者数も多い大型の商店は販売額が増加する一方、小規模な商店は減少する傾向にあります。

農業については、都市化の進行に伴い、全体としてみると、農地や農業就業人口が減少するとともに、耕作放棄地が増加し、就業者の高齢化も進行しています。

エ 財政

景気回復の遅れや生産年齢人口の減少などにより市税収入が低迷する一方で、扶助費は年々増加する傾向にあります。人件費は定員適正化計画による職員数の削減に伴い、また公債費も過去に建設事業の財源として発行した地方債の償還終了に伴い、減少傾向にあります。

地方交付税交付金については、本市は平成 21 年度までは不交付団体となっていました。平成 22 年度に交付団体となり、以後、毎年約 20 億円の交付を受けています。

1

2

3

4

5

(1) 少子高齢化、人口減少への対応

少子高齢化の進行と人口の減少は、地域社会のなかでも様々な問題を発生させ、地域の活力の低下にもつながり、市の将来的な発展に影響することが懸念されます。

このため、少子化対策として、仕事と子育ての両立をはじめ、多様なニーズに応じた子育て支援を実施し、安心して子どもを産み育てられる環境を作るとともに、それらの情報を的確に伝えていくことが必要です。また、幼児期から義務教育終了まで、発達段階に応じて、きめ細やかに教育活動を推進し、次代を担う子供たちに生きる力を育てていくことが求められています。

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らすことができるよう、自主的な生きがい活動を支援するとともに、高齢者の社会参加を促進し、高齢者が持つ豊富な知識や経験を活かすことが必要です。

このような様々な施策の実現を通じて、人口減少を抑制するとともに、人口が減少しながらも、魅力的で多様性に富んだ持続可能なまちづくりを目指すことが求められています。

(2) 災害に強く犯罪のない安全・安心なまちづくり

本市では、首都直下地震などによる被害が想定されるほか、近年は局地的な集中豪雨により、一部の地域で浸水被害が発生しています。

災害による被害を最小限にとどめ、災害に強いまちをつくるため、市民には日ごろから災害及び防災に関する知識・技術の習得と、家庭及び地域における「自助」、「共助」の防災意識の高揚に努めることが求められています。

子どもや女性を狙った犯罪や高齢者の財産を狙った犯罪が増加しており、犯罪内容も巧妙化していることから、地域ぐるみの取り組みによる市民の防犯意識の高揚が必要です。

また、本市には航空自衛隊入間基地があり、航空機の騒音などへの対応が求められています。

(3) 環境・エネルギー問題への対応と、豊かな自然の次世代への継承

武蔵野の豊かな自然は、かけがえのない財産であり、将来にわたって守り、次の世代へと引き継いでいく必要があります。本市では、水辺の保全活動や雑木林の再生活動など、豊かな自然と生物の多様性を維持し、武蔵野の風景を将来世代に引き継ぐための取り組みが行われています。今後も、環境学習の場、市民の憩いの場として、また、本市の魅力を高めるための資源として、これらを日常生活のなかで有効に活用しながら共生していくこと

が必要です。

また、地球温暖化などの環境問題を解決し、循環型の社会を形成するためには、これまで以上に省エネルギー化を進め、再生可能エネルギーなどを活用し、ごみの減量化とリサイクルに取り組むなど、環境への負荷を軽減するための施策を推進することが必要です。

(4) 企業立地と地域産業の充実

本市は、川越狭山工業団地や狭山工業団地を有し、製造品出荷額が非常に多く、製造業を中心とした工業都市となっています。しかし、近年の厳しく不安定な経済情勢や国内産業の空洞化などにより、市内企業の業績悪化や雇用の確保への影響が懸念されています。

本市には、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）狭山日高インターチェンジがあり、関越自動車道や中央自動車道、東名高速道路などへの交通アクセスの利便性に優れていることから、これを活かして既存の工業団地の産業拠点としての機能を充実させるとともに、新たな産業拠点の形成を図ることが必要です。

また、商業については、郊外型の大型店舗の進出や市外での購買が容易にできることなどから、市内商店街の経営環境は厳しく、活性化が課題となっています。

農業については、経営の近代化や効率化を進め、農商工の連携にも視点を置いて付加価値を高めることなどにより、活性化を図ることが必要です。

(5) 高度情報化への対応

本市では、各種の行政情報システムを構築して、市民サービスの向上や事務処理の効率化などを図ってきました。今後も、ICT（情報通信技術）※を積極的に活用して、サービスの向上を推進していくことが必要です。

行政が提供する情報のあり方については、これまでのような「情報提供＝行政の判断による提供」から「オープンデータ※＝二次利用前提の積極的な公開」へシフトしつつあります。また、ICTの発達や、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の普及などによる民間活力の活性化に伴い、ビッグデータの活用も検討していくことが必要です。

一方で、情報発信においては、個人情報の保護やセキュリティ対策も重要であることから、情報モラルの向上が求められています。

※ ICT とは

Information and Communication Technology の略で、情報処理および情報通信に関する技術の総称のこと。従来から使われている IT (Information Technology) に代わる言葉として使われているもの。

※ オープンデータとは

行政機関等が保有する公共データを機械判断に適したデータ形式で、かつ誰もが二次利用を可能とするルールによって公開したデータのこと。

1

2

3

4

狭山市の課題
5

(6) 健全な行財政運営の推進

限られた行財政資源を有効に活用して様々な行政課題に適切に対応し、持続可能なまちづくりを進めていくため、自主財源の確保、事務事業の重点化、経常経費の縮減を進め、強い財政基盤を整えるとともに、地方分権に対応した体制の充実と強化を図ることが重要です。

本市の公共施設等^{*}は、昭和40年代から昭和50年代にかけて、急激な人口増加に対応するために一斉に整備したものが多く、今後、大規模修繕や更新が集中して必要になると予想されます。財政は今後も厳しい状況が続くと予想されるため、長期的な視点を持って、計画的に更新・再編・長寿命化を進めることが必要です。

(7) 快適で過ごしやすい魅力あふれるまちづくり

本市が将来にわたり、快適で過ごしやすいまちであり続けるためには、商業、業務、文化、居住などの機能が集積した拠点や、地域の特性を活かした拠点、産業、自然などの特性を活かした拠点を形成し、これらをネットワークする交通網の充実を図っていくことが必要です。

また、本市の歴史や文化、自然などの価値を改めて見直し、地域の特性を活かした本市のイメージや個性を明確にして、これらを内外に発信しながら、個性豊かで魅力あふれるまちづくりに努めていくことが必要です。

(8) 地域コミュニティの活性化

近年、自治会加入率が低下する傾向にありますが、地域コミュニティによる活動には、高齢者や子どもの見守り、地域の自主的な防災活動など、特に身近な安全を守る役割が期待されています。

市民意識調査によると、福祉や災害対策、安全の確保や環境保全の分野において協働が必要と考える市民が4割を超える一方で、市民活動などに参加したことがある市民は3割弱に留まっていることから、今後も地区センターを核として市民の主体的なまちづくり活動の促進を図るとともに、地域社会を支える人づくりと人を活かす仕組みづくりに取り組み、地域活動に参加しやすい環境を作るなど、地域コミュニティの維持・活性化に向けて支援していくことが必要です。

^{*}公共施設等とは

いわゆるハコモノ施設のほか、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設、プラント系施設、未利用地等を含む。

5

後期基本計画の達成状況

(1) 各分野の主な実績

第3次狭山市総合振興計画に基づくとりくみとして計画期間内に取り組んだ主な事業などは、次のとおりです。

第1章 環境共生

年度	第3次狭山市総合振興計画の主な事業など
23	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次狭山市環境基本計画*の策定 ・狭山市地球温暖化対策実行計画の策定 ・路上喫煙禁止地区の指定の変更(新狭山駅北口周辺) ・狭山市一般廃棄物処理基本計画の策定 ・事業所古紙リサイクルシステムの古紙回収に関する協定の締結(回収費用の無料化)
24	<ul style="list-style-type: none"> ・路上喫煙禁止地区の指定の変更(狭山市駅西口周辺) ・道路交通騒音測定の方法の変更(面的評価) ・集団回収事業協力業者補助金制度の見直し(市況連動システム) ・収集運搬許可業者の処分手数料一括納付を開始 ・最終処分場跡地整備事業に関する協議事項確認書の締結
25	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄監視カメラの増設 ・スプリング入りベットマットレスの処分手数料の有料化 ・使用済み小型家電リサイクル事業の開始
26	<ul style="list-style-type: none"> ・路上喫煙禁止地区の指定の変更(狭山市駅東口、新狭山駅北口周辺) ・使い捨てライターのリサイクル事業を開始 ・稲荷山環境センター基幹的設備改良工事に着手
27	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用省エネルギーシステム設置費補助制度の創設

※環境基本計画とは

狭山市環境基本条例に基づき、本市の環境政策の基本姿勢を示すものであり、具体的には、本市の目指すべき将来像である「緑と健康で豊かな文化都市」の実現に向け、環境面に視点を置いた考え方や望まれる取り組みの方向性を示した計画のこと。

1

2

3

4

5

後期基本計画の達成状況

第2章 健康福祉

年度	第3次狭山市総合振興計画の主な事業など
23	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉推進会議の設置 ・つどいの広場事業の拡大(5か所→6か所) ・こども医療費支給事業の対象年齢の拡大(小学校5年生→中学校3年生) ・要保護児童対策地域協議会への参加機関の拡大(27機関→30機関) ・幼保連携型認定こども園の開設(1ヶ所) ・第2次狭山市障害者福祉プランの策定 ・第5期狭山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定 ・小規模多機能型訪問介護事業所の開設 ・特別養護老人ホームの増床(80床) ・第2次健康日本21狭山市計画・狭山市食育推進計画の策定 ・学童保育室の整備(2室)
24	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動環境整備事業費補助金の創設 ・地域福祉推進シンポジウム「地域のつながりと支え合いを考える集い」の開催 ・総合子育て支援センターの開設 ・子育て支援ネットワーク事業の開始 ・児童手当の支給(子ども手当→児童手当) ・総合子育て支援センター内一時預かり保育室の開設(定員10人) ・狭山市基幹相談支援センターの開設 ・認知症対応型共同生活介護事業所の開設(1か所:18床) ・小児科救急医療病院群輪番制病院の一週間の内の確保日数の増加(3日→4日) ・学童保育室の整備(1室)
25	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員定数増(243名→244名) ・要保護児童対策地域協議会への参加機関の拡大(30機関→31機関) ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の開設
26	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉推進計画の策定 ・要援護世帯総合支援(トータルサポート※)体制の試行的実施 ・福祉コミュニケーションサーバーの運用開始 ・母子・父子自立支援員(就労支援プログラム策定員を兼務)の配置 ・狭山市子ども子育て支援事業計画の策定 ・祇園保育所への指定管理者制度導入と定員増(20人) ・公立保育所除湿温度保持工事の実施(1園) ・公立保育所耐震改修工事の実施(1園) ・第3次狭山市障害者福祉プランの策定 ・グループ・ホーム数の増設(9か所→10か所) ・第6期狭山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定 ・特別養護老人ホームの整備(新設:100床、増設:50床) ・高齢者肺炎球菌及び水痘の予防接種を開始 ・小児科救急医療病院群輪番制病院の一週間の内の確保日数の増加(4日→5日) ・学童保育室の整備(2室)、学童保育室の廃止(1室)

※トータルサポートとは
障害者(児)と要介護高齢者が同居し複合的な課題を抱える世帯などへの総合的な支援の仕組み。

年度	第3次狹山市総合振興計画の主な事業など
27	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉推進市民会議の設置 ・ 地域福祉活動推進研究会の設置 ・ 要保護児童対策地域協議会への参加機関の拡大(31機関→32機関) ・ 地域型保育事業者の事業開始(5か所・合計定員80人) ・ 公立保育所除湿温度保持工事の実施(1園) ・ 公立保育所耐震改修工事の実施(1園) ・ 在宅医療支援センターの開設 ・ 認知症地域支援推進員・生活支援コーディネーターの設置 ・ 小児科救急医療病院群輪番制病院の一週間の内の確保日数の増加(5日→7日、一部調整中) ・ 学童保育室入室対象年齢の拡大(小学校3年生→小学校6年生) ・ 学童保育室の定員増加(10名) ・ 学童保育室の整備(2室)、学童保育室の廃止(1室)

1

2

3

4

5

後期基本計画の達成状況

第3章 都市基盤

年度	第3次狭山市総合振興計画の主な事業など
23	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路笹井柏原線の供用開始(柏原北地区) ・公共下水道(汚水)市街化調整区域第3期事業の一部供用開始 ・市内循環バス路線の見直し
24	<ul style="list-style-type: none"> ・狭山市駅西口地区第一種市街地再開発事業2街区施設建物・公共施設の工事完了 ・狭山市駅西口地区第一種市街地再開発事業の完了 ・柏原北地区を市街化区域に編入 ・都市計画道路狭山市駅上諏訪線整備事業に着手 ・都市計画道路東京狭山線(県道所沢堀兼狭山線・堀兼工区)の供用開始 ・公共下水道(汚水)市街化調整区域第3期事業の一部供用開始 ・狭山市駅西口第2自転車駐車場の開設
25	<ul style="list-style-type: none"> ・新都市機能ゾーン整備事業街角広場、街区公園の供用開始 ・狭山市橋梁長寿命化修繕計画の策定 ・上下水道お客様サービスセンターの設置 ・稲荷山配水場更新事業の着手 ・公共下水道(汚水)市街化調整区域第3期事業の一部供用開始
26	<ul style="list-style-type: none"> ・狭山市駅東口土地区画整理事業区域内の用途地域の変更 ・狭山市駅東口土地区画整理事業地内の都市計画道路菅原富士見台線・狭山市駅加佐志線の全線供用開始 ・公共下水道(汚水)市街化調整区域第3期事業の完了(供用開始) ・狭山市下水道総合地震対策計画の策定 ・狭山市下水道長寿命化計画の策定 ・狭山市内水ハザードマップの作成
27	<ul style="list-style-type: none"> ・狭山市駅東口土地区画整理事業区域内の住居表示の整備 ・柏原ニュータウン地区地区計画の都市計画決定 ・狭山市道舗装修繕計画の策定 ・公共下水道(汚水)市街化調整区域第4期事業の着手(一部供用開始)

第4章 産業経済

年度	第3次狭山市総合振興計画の主な事業など
23	<ul style="list-style-type: none"> ・狭山市中心市街地活性化基本計画の改訂 ・農業水利施設劣化状況調査の実施
24	<ul style="list-style-type: none"> ・農業施設機能保全計画の策定
25	<ul style="list-style-type: none"> ・狭山市工場立地法地域準則条例の制定 ・狭山市工場立地法敷地外緑地設置要綱の制定 ・狭山市の公式イメージキャラクター決定「おりぴい」 ・狭山市事業所操業環境状況調査の実施 ・狭山市商店街空き店舗実態調査の実施 ・狭山市消費動向調査の実施
26	<ul style="list-style-type: none"> ・市内製造業向け情報提供事業の開始 ・(仮称)狭山げんき村の促進のうち、農産物直売所の開所 ・学童農業体験指導農業者連携推進事業の開始
27	<ul style="list-style-type: none"> ・離職者支援総合相談窓口の開設 ・創業支援事業計画の策定 ・企業立地推進室の設置 ・プレミアム付商品券発券事業の実施 ・観光ARマップ[※]制作事業の実施

1

2

3

4

5

後期基本計画の達成状況

※ ARマップとは

ARマップとは、人が知覚する現実環境をコンピュータにより拡張する、AR (Augmented Reality) 技術を利用した観光マップのこと。

第5章 教育文化

年度	第3次狭山市総合振興計画の主な事業など
23	<ul style="list-style-type: none"> ・狭山市教育振興基本計画の策定 ・校舎等耐震補強工事の実施(4校5棟) ・校舎冷暖房設備工事の実施(1校) ・第4次狭山市生涯学習基本計画の策定 ・子ども大学さやま・いるまの開校 ・公民館耐震補強工事の実施(2館)
24	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎等耐震補強工事の実施(4校4棟) ・校舎冷暖房設備工事の実施(2校) ・生涯学習情報コーナーの開設 ・狭山市指定文化財の新指定(2件) ・中央公民館の移転 ・公民館冷暖房設備工事の実施(2館) ・園舎耐震補強工事の実施(1園)
25	<ul style="list-style-type: none"> ・入曽地区の中学校の統廃合に関する計画の策定 ・校舎等耐震補強工事の実施(5校5棟) ・校舎冷暖房設備工事の実施(2校) ・子ども大学さやまの開校 ・公民館耐震補強工事の実施(2館) ・公民館冷暖房設備工事の実施(1館) ・園舎耐震補強工事の実施(1園)
26	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎等耐震補強工事の実施(3校3棟) ・校舎等冷暖房設備工事の実施(2校) ・入曽地区の中学校の統廃合に伴う山王中学校及び入間野中学校の環境整備の実施 ・入間川地区の中学校の統廃合に関する計画の策定 ・統廃合による入間中学校の廃止 ・狭山市立新狭山公民館更新事業基本方針の策定 ・公民館冷暖房設備工事の実施(1館) ・武道館の整備に関する基本方針の策定 ・狭山市いじめの防止等のための基本的な方針の策定 ・狭山市いじめ問題対策連絡協議会の設置 ・狭山市いじめ問題審議・調査委員会の設置 ・園舎冷暖房設備工事の実施(2園) ・統廃合による市立幼稚園の廃止(3園)
27	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎等耐震補強工事の実施(5校5棟) ・校舎等冷暖房設備工事の実施(1校) ・校舎等改修事業の小・中学校建物調査業務委託の実施 ・PFI*方式による学校給食センターの開設(堀兼学校給食センター) ・入間川地区の中学校の統廃合に伴う中央中学校及び狭山台中学校の環境整備の実施 ・統廃合による東中学校の廃止 ・狭山市立博物館の指定管理者制度導入 ・狭山市立地域スポーツ施設等空調設備改修工事の実施 ・市立幼稚園預かり保育事業の開始

※ PFIとは

プライベート・ファイナンス・イニシアティブ(Private Finance Initiative)の頭文字を取ったもので、民間の資金や専門的な技術・知識を活用して、公共施設などの整備と維持管理や運営を一体的に行う事業手法のこと。

第6章 市民生活

年度	第3次狭山市総合振興計画の主な事業など
23	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次狭山市男女共同参画プランの策定 ・災害時における応援協力に関する協定の締結（国土交通省関東地方整備局）
24	<ul style="list-style-type: none"> ・市民交流センター・市民センターの開設 ・男女共同参画センターの開設 ・自主防災組織リーダー養成講座の開催 ・狭山市地域防災計画*の改訂 ・狭山市暴力団排除条例の制定
25	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策に関する協定の締結（2団体） ・災害時要援護者*避難支援プラン全体計画の策定 ・埼玉西部消防組合の設立 ・防犯のまちづくりに関する協定の締結 ・市営住宅広瀬団地耐震改修工事の実施
26	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会加入促進にむけた協定の締結（3団体） ・市制施行60周年記念事業「Well-being ウォーキング in 狭山」を開催 ・災害応急対策に関する協定の締結（1団体） ・市営住宅鶉ノ木団地A棟建設工事の実施及び取得 ・市営住宅水富団地耐震補強工事の実施
27	<ul style="list-style-type: none"> ・「狭山 茶の里ウォーキング」を開催 ・狭山市男女共同参画推進条例の制定 ・災害応急対策に関する協定の締結（6団体） ・狭山市地域防災計画の改訂 ・市営住宅鶉ノ木団地A棟の入居開始 ・市営住宅鶉ノ木団地B棟建設工事の着手

1

2

3

4

5

後期基本計画の達成状況

※地域防災計画とは

災害対策基本法第42条の規定に基づき、狭山市の地域における自然災害など（地震、風水害など）に対して、市民の生命、身体、財産を保護するとともに被害を最小限に食い止めることを目的に、とるべき災害対策について定めたものであり、狭山市防災会議が作成する計画のこと。

※災害時要援護者とは

一般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦など災害時に自力で避難することが困難な方のこと。

第7章 計画推進

年度	第3次狭山市総合振興計画の主な事業など
23	<ul style="list-style-type: none"> ・事業別予算編成の実施 ・CIO(情報統括責任者)、CIO補佐官の設置 ・情報化推進体制の整備 ・狭山元気大学の開設
24	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業の第三者評価の実施 ・グループウェア(職員ポータルサイト)の導入 ・協働ガイドラインの策定 ・第1回協働フォーラムの開催
25	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県西部地域まちづくり協議会※(所沢市、飯能市、狭山市、入間市)と西武鉄道株式会社との連携協力に関する基本協定を締結 ・「さやまの台所事情」の作成及び公式ホームページでの公開(財政状況の広報) ・本庁舎総合窓口の開設 ・ICT※-BCP(業務継続計画※)の策定 ・狭山市納税呼びかけセンターの開設 ・第2回協働フォーラムの開催
26	<ul style="list-style-type: none"> ・市制施行60周年記念事業の実施 ・株式会社西武ライオンズと連携協力に関する基本協定を締結 ・ファイルサーバーの設置 ・さやま市民大学の開設(狭山元気大学→さやま市民大学) ・第3回協働フォーラムの開催
27	<ul style="list-style-type: none"> ・狭山市人口ビジョンの策定 ・狭山市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定 ・指定管理者制度運用指針の策定 ・狭山市行政経営指針の策定 ・狭山市定員管理指針の策定 ・公共サービスにおける公民連携基本方針の策定 ・イベント・講座・庶務事務等の統合及び見直し方針の策定 ・第2次狭山市情報化基本計画の策定 ・CISO(最高情報セキュリティ責任者)の設置 ・公共施設予約システムの3市(飯能市・狭山市・入間市)共同利用の開始

※埼玉県西部地域まちづくり協議会とは

県の西部地域にある所沢市、飯能市、狭山市、入間市の4市により構成される協議会のこと。地域の特性を活かしたまちづくりの推進や共通の行政課題を解決するため埼玉県西部地域まちづくり計画(ダイアプラン)を策定している。

※ICTとは

Information and Communication Technologyの略で、情報処理および情報通信に関する技術の総称のこと。従来から使われているIT(Information Technology)に代わる言葉として使われているもの。

※業務継続計画とは

災害時などの資源が制約される状況下であっても、行政が災害対応などの業務を十分に果たせるように作成した計画のこと。

(2)「とりくみ目標」の達成状況と市民の満足度・重要度

ア 第3次総合振興計画後期基本計画では、施策の進捗状況や成果を測るものさしとして「とりくみ目標」を設定しました。平成27年度末時点でのとりくみ目標の達成見込みを次のように「達成」、「概ね達成」、「未達成」の3段階で評価しました。

達成：達成率が100%以上のもの。

概ね達成：目標には達しないものの、達成率が80%以上100%未満の段階にあるもの。

未達成：達成率が80%未満の段階にあるもの。

さらに、「とりくみ目標」の評価結果に基づき、施策の達成状況を次のように3段階で評価しました。

A：未達成の「とりくみ目標」が0個の施策

B：未達成の「とりくみ目標」が1個の施策

C：未達成の「とりくみ目標」が2個以上の施策

イ 第4次総合計画の策定にあたり、市内在住の20歳以上の男女3,000人を対象に市民意識調査を実施し、施策ごとの「満足度」と「重要度」を次のように点数化して平均値により評価しました。

満足・重要	5点
やや満足・やや重要	4点
どちらともいえない	3点
やや不満・それほど重要でない	2点
不満・重要でない	1点

なお、次ページからのグラフ中、○は「特に不足している、遅れていると思う施策」としてあげられた上位10施策、●は「特に充実している、進んでいると思う施策」としてあげられた上位10施策、◆はそれ以外の各章構成施策を意味します。

1

2

3

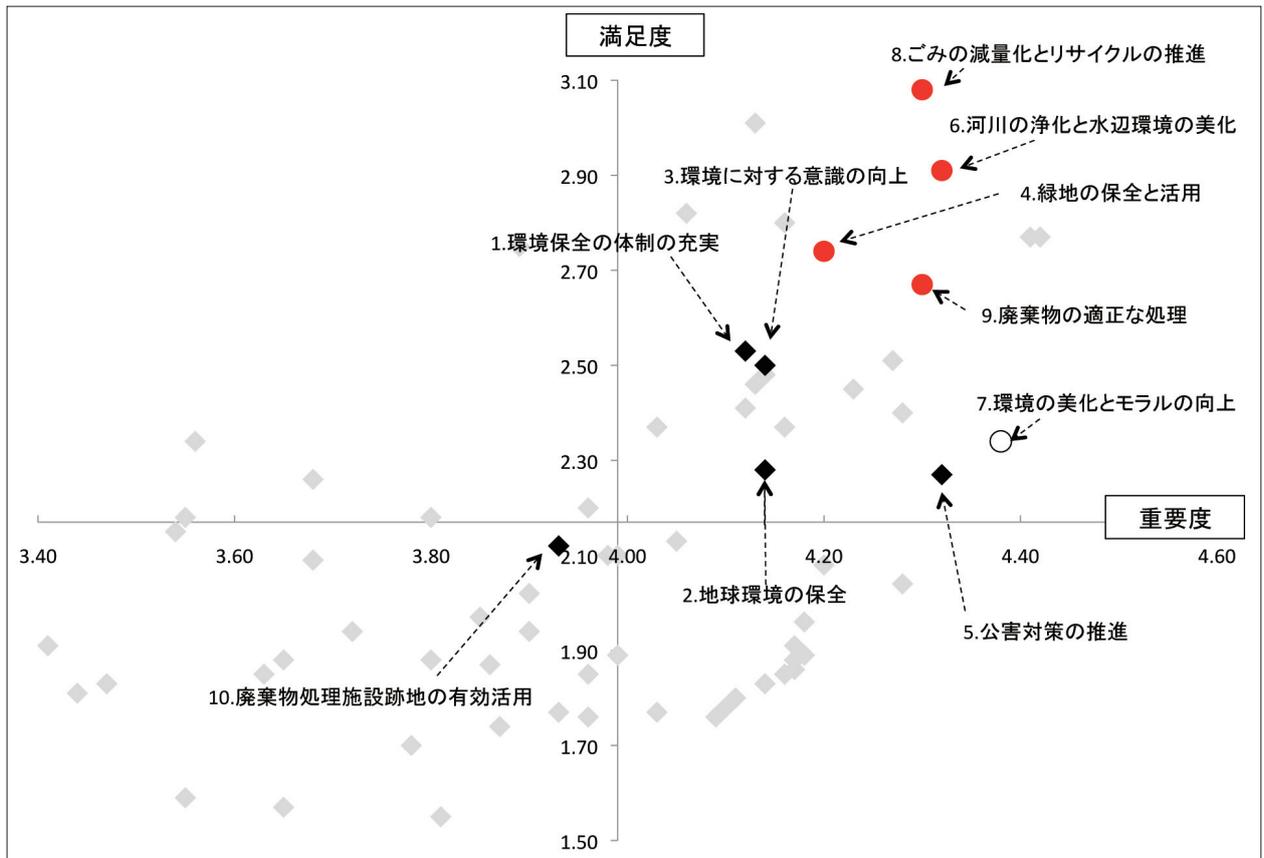
4

5

後期基本計画の達成状況

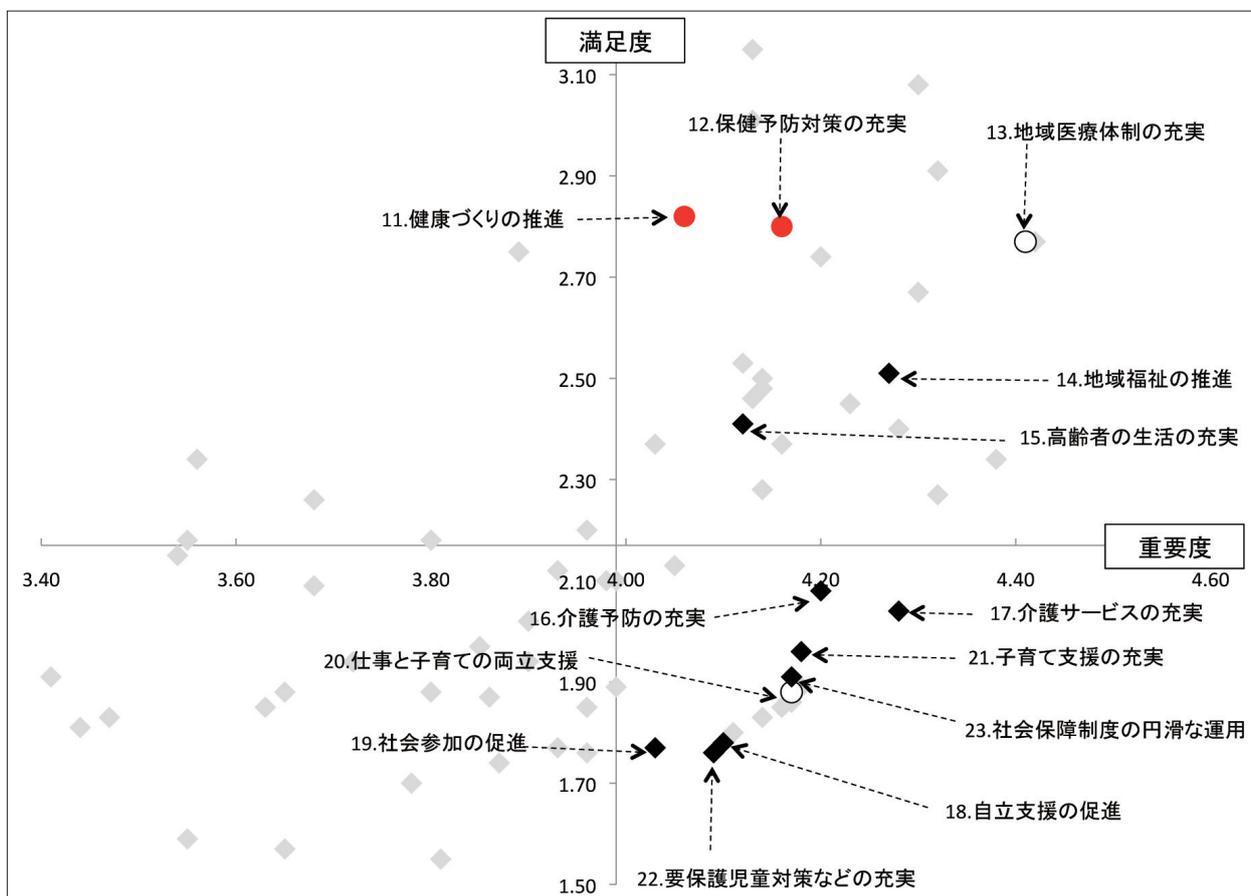
第1章 環境共生

節	施策	施策番号	施策評価	市民意識調査	
			「とりくみ目標」の達成状況	満足度	重要度
第1節 環境保全の総合的な推進	1. 環境保全の体制の充実	1	A	2.53	4.12
	2. 地球環境の保全	2	B	2.28	4.14
	3. 環境に対する意識の向上	3	B	2.50	4.14
第2節 緑地保全の推進	1. 緑地の保全と活用	4	B	2.74	4.20
第3節 快適な生活環境の確保	1. 公害対策の推進	5	A	2.27	4.32
	2. 河川の浄化と水辺環境の美化	6	B	2.91	4.32
	3. 環境の美化とモラルの向上	7	A	2.34	4.38
第4節 循環型社会の形成	1. ごみの減量化とリサイクルの推進	8	A	3.08	4.30
	2. 廃棄物の適正な処理	9	B	2.67	4.30
	3. 廃棄物処理施設跡地の有効活用	10	B	2.12	3.93



第2章 健康福祉

節	施策	施策番号	施策評価	市民意識調査	
			「とりくみ目標」の達成状況	満足度	重要度
第1節 健康づくりの推進と保健・医療の充実	1.健康づくりの推進	11	A	2.82	4.06
	2.保健予防対策の充実	12	A	2.80	4.16
	3.地域医療体制の充実	13	A	2.77	4.41
第2節 地域福祉の充実	1.地域福祉の推進	14	B	2.51	4.27
第3節 高齢者福祉の充実	1.高齢者の生活の充実	15	C	2.41	4.12
	2.介護予防の充実	16	B	2.08	4.20
	3.介護サービスの充実	17	B	2.04	4.28
第4節 障害者福祉の充実	1.自立支援の促進	18	A	1.78	4.10
	2.社会参加の促進	19	A	1.77	4.03
第5節 児童福祉の充実	1.仕事と子育ての両立支援	20	A	1.88	4.17
	2.子育て支援の充実	21	A	1.96	4.18
	3.要保護児童対策などの充実	22	B	1.76	4.09
第6節 社会保障の推進	1.社会保障制度の円滑な運用	23	B	1.91	4.17

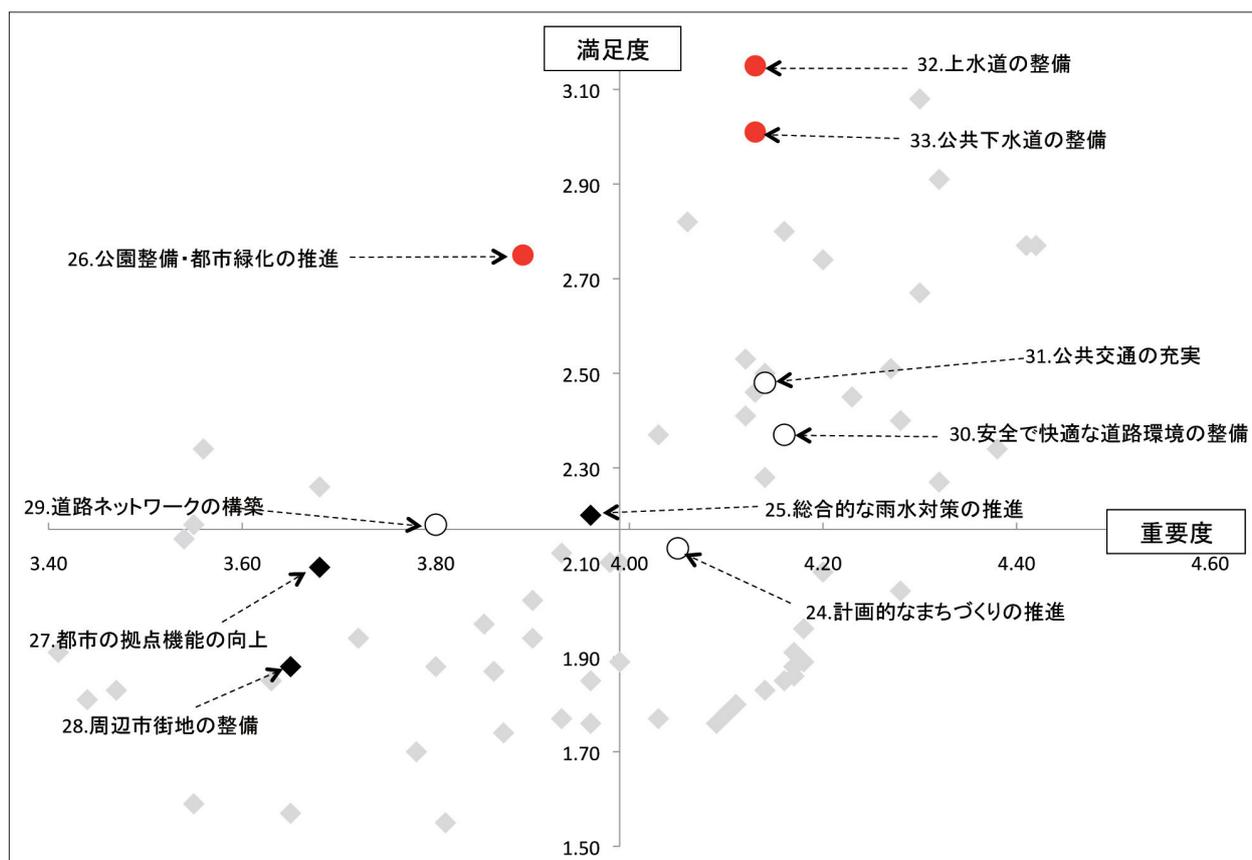


- 1
- 2
- 3
- 4
- 5

後期基本計画の達成状況

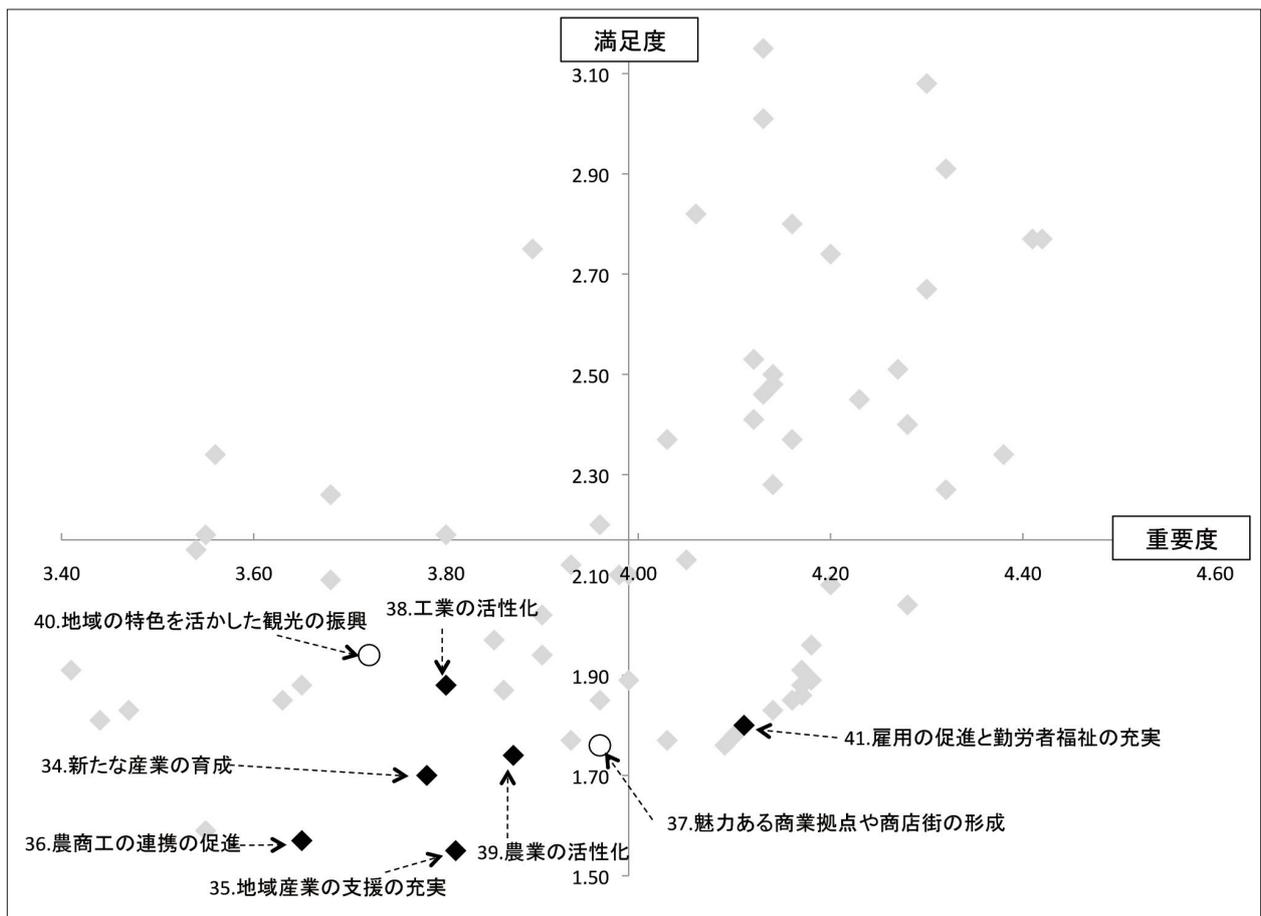
第3章 都市基盤

節	施策	施策番号	施策評価	市民意識調査	
			「とりくみ目標」の達成状況	満足度	重要度
第1節 安全で快適なまちづくりの推進	1. 計画的なまちづくりの推進	24	A	2.13	4.05
	2. 総合的な雨水対策の推進	25	A	2.20	3.96
	3. 公園整備・都市緑化の推進	26	A	2.75	3.89
第2節 良好な市街地の整備	1. 都市の拠点機能の向上	27	A	2.09	3.68
	2. 周辺市街地の整備	28	C	1.88	3.65
第3節 道路・交通網の整備・充実	1. 道路ネットワークの構築	29	A	2.18	3.80
	2. 安全で快適な道路環境の整備	30	B	2.37	4.16
	3. 公共交通の充実	31	A	2.48	4.14
第4節 上下水道の整備	1. 上水道の整備	32	A	3.15	4.13
	2. 公共下水道の整備	33	A	3.01	4.13



第4章 産業経済

節	施策	施策番号	施策評価	市民意識調査	
			「とりくみ目標」の達成状況	満足度	重要度
第1節 総合的な産業振興の推進	1. 新たな産業の育成	34	C	1.70	3.78
	2. 地域産業の支援の充実	35	A	1.55	3.81
	3. 農商工の連携の促進	36	A	1.57	3.65
第2節 地域産業の振興	1. 魅力ある商業拠点や商店街の形成	37	C	1.76	3.96
	2. 工業の活性化	38	B	1.88	3.80
	3. 農業の活性化	39	A	1.74	3.87
	4. 地域の特色を活かした観光の振興	40	A	1.94	3.72
第3節 雇用と労働環境の充実	1. 雇用の促進と勤労者福祉の充実	41	A	1.80	4.11



1

2

3

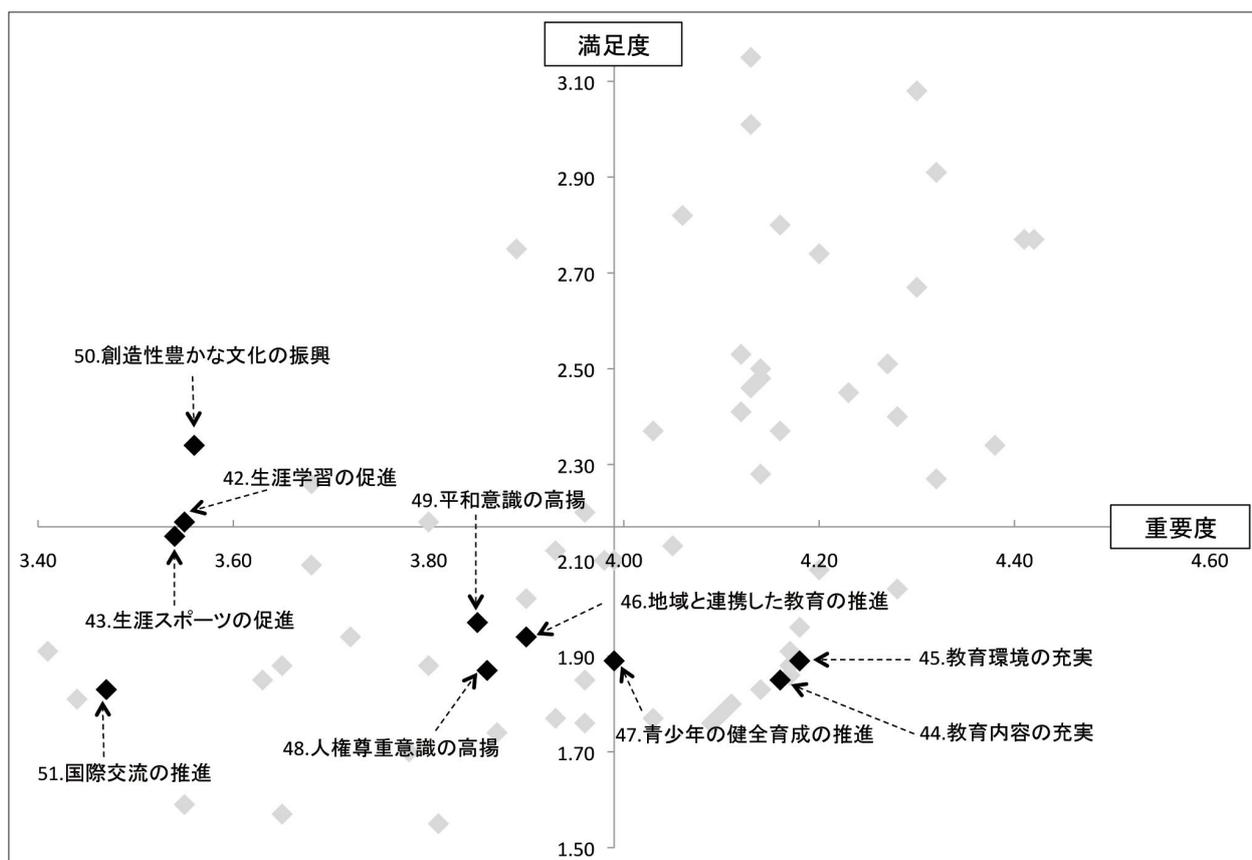
4

5

後期基本計画の達成状況

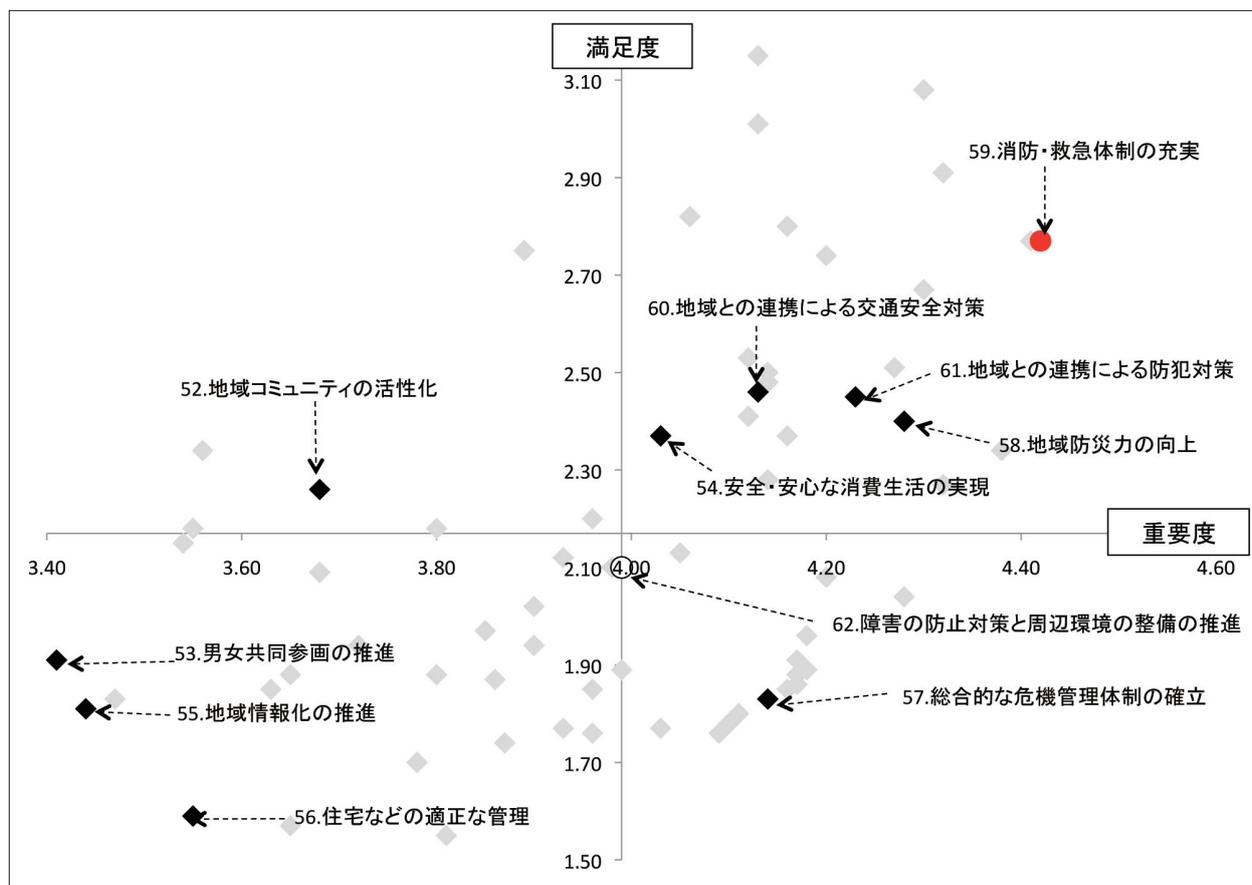
第5章 教育文化

節	施策	施策番号	施策評価	市民意識調査	
			「とりくみ目標」の達成状況	満足度	重要度
第1節 生涯学習の振興	1.生涯学習の促進	42	A	2.18	3.55
	2.生涯スポーツの促進	43	B	2.15	3.54
第2節 学校教育の充実	1.教育内容の充実	44	B	1.85	4.16
	2.教育環境の充実	45	A	1.89	4.18
	3.地域と連携した教育の推進	46	A	1.94	3.90
第3節 青少年の健全育成	1.青少年の健全育成の推進	47	A	1.89	3.99
第4節 人権と平和の尊重	1.人権尊重意識の高揚	48	A	1.87	3.86
	2.平和意識の高揚	49	A	1.97	3.85
第5節 市民文化の振興と国際化への対応	1.創造性豊かな文化の振興	50	A	2.34	3.56
	2.国際交流の推進	51	A	1.83	3.47



第6章 市民生活

節	施策	施策番号	施策評価	市民意識調査	
			「とりくみ目標」の達成状況	満足度	重要度
第1節 自立した地域社会の実現	1. 地域コミュニティの活性化	52	A	2.26	3.68
	2. 男女共同参画の推進	53	C	1.91	3.41
	3. 安全・安心な消費生活の実現	54	A	2.37	4.03
第2節 情報化の推進	1. 地域情報化の推進	55	B	1.81	3.44
第3節 住宅・建築物の充実	1. 住宅などの適正な管理	56	B	1.59	3.55
第4節 防災・消防体制の充実	1. 総合的な危機管理体制の確立	57	C	1.83	4.14
	2. 地域防災力の向上	58	B	2.40	4.28
	3. 消防・救急体制の充実	59	B	2.77	4.42
第5節 交通安全・防犯対策の充実	1. 地域との連携による交通安全対策	60	C	2.46	4.13
	2. 地域との連携による防犯対策	61	A	2.45	4.23
第6節 基地対策の充実	1. 障害の防止対策と周辺環境の整備の推進	62	A	2.10	3.99



5

後期基本計画の達成状況

第7章 計画推進

節	施策	施策番号	施策評価	市民意識調査	
			「とりくみ目標」の達成状況	満足度	重要度
第1節 市民参画と協働によるまちづくりの推進	1.新しい公共の推進	63	A	1.85	3.63
	2.市民に開かれた市政の推進	64	A	2.02	3.90
第2節 健全な行財政運営の推進	1.効率的・効果的な行政運営の推進	65	B	1.85	3.96
	2.健全な財政運営の推進	66	B	1.86	4.17
	3.公共施設などの有効活用と計画的な管理	67	C	2.10	3.98
	4.機能的な組織運営の推進	68	A	1.77	3.93

